平成２４年（フ）第１０８号
佐賀県唐津市湊町310番地
債務者　宮本　静香
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　貞喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１０９号
佐賀県唐津市湊町310番地
債務者　宮本　和子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　貞喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１２６号
山口県光市上島田９丁目12番25号
債務者　志垣　一郎
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清木　敬祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第２２８９号
名古屋市中村区亀島１丁目８番32号　ＧＫヴォーグコート503号
債務者　磯部　淳一
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　　新
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４７号
北海道小樽市奥沢１丁目21番８号、前住所札幌市中央区南11条西７丁目１番８―501号
債務者　長谷川文美（旧姓岩橋）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１６３号
北海道余市郡余市町沢町２丁目16番地
債務者　福井　　満
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１６５号
北海道小樽市石山町９番10号、前住所北海道小樽市清水町７番18号
債務者　松田　慎吾
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第６２９号
宮城県塩竈市清水沢３丁目25番４―206号県営清水沢住宅10号、従前の住所宮城県多賀城市高崎２丁目20番25号　丸山荘Ｂ―３号
債務者　渡邊　善彦
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６３８号
仙台市青葉区上愛子字中遠野原２番地の18
債務者　湯山　七郎
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７９２号
仙台市青葉区小田原８丁目８番18号　コーポ渋谷Ａ―203、従前の住所仙台市泉区旭丘堤２丁目23番16号　ホームステッドⅡ―101
債務者　伊藤　　敦
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８０１号
仙台市太白区茂庭台４丁目26番５―203号
債務者　太田　健一
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８０８号
宮城県塩竈市佐浦町２番19号　西塩釜レジデンス53号
債務者　常泉　　良
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
宮城県柴田郡柴田町西船迫３丁目２番地101
債務者　森谷　新一
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４４４号
茨城県那珂市下大賀1628番地７
債務者　増子　篤子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４５１号
茨城県笠間市旭町322番地18　セドラスコート302
債務者　飯村　勝美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４６２号
茨城県那珂市菅谷5448番地６
債務者　中村　　晃
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２７９号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1676番地233
債務者　吉村　和也
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係